

山口県報

令和6年
9月13日
(金曜日)

目次

○告示
救急病院でなくなった医療機関（医療政策課）……………

○公告
徳山駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可（住宅課）……………

山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（労働政策課）……………

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（都市計画課）……………

（開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

（県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（住宅課）……………

○公安委公告
契約の締結……………

山口県告示第二百五十九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

令和六年九月十三日

名称 山口県知事 村岡 嗣 政

所在地 山口市泉都町九番一三号

医療法人社団曙会佐々木外科病院

山口県告示第二百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、徳山駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 市街地再開発組合の名称
徳山駅前地区市街地再開発組合
- 施行地区
周南市銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目及び大字徳山の各一部
- 事務所の所在地
周南市銀座街四番地
- 設立認可の年月日
令和二年一月二十一日
- 事業施行期間
令和二年一月二十一日から令和六年九月三十日まで
- 変更の内容
事業施行期間を令和二年一月二十一日から令和六年十一月三十日までとする。
- 変更の認可の年月日
令和六年九月十三日

（二六二）山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県しごとセンター条例（平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第九条第二項の規定により、山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、山口しごとセンターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

二 指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県産業労働部労働政策課

(二) 期間

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県しごとセンター規則(平成十六年山口県規則第二十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県産業労働部労働政策課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和六年九月二十五日(水曜日)午後一時三十分から山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI 維新ホールにおいて行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県産業労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三二五四)に問い合わせること。

(一六三) 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十五条第二項の規定により、維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスマル、球技場、ラグビー・サッカー場、多目的広場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)

(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(五) 暴力団員又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間 令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和六年十月三日から同月十五日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和六年九月二十七日(金曜日)午後一時から山口市維新公園四丁目一番一号 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を

受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
 (三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三七二〇)に問い合わせること。

(一六四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社

(一六五) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の三第二項(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要
 次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名称	設置場所	戸数
王司県営住宅	下関市	一七〇戸

川棚県営住宅	〃	一二
第二彦島角倉県営住宅	〃	七五
山の田東県営住宅	〃	一五六
白雲台県営住宅	〃	三〇
彦島堀越県営住宅	〃	九六
彦島角倉県営住宅	〃	九二
彦島迫町県営住宅	〃	二四
横野県営住宅	〃	三〇
長府県営住宅	〃	五〇
川中西部県営住宅	〃	八〇
川中東部県営住宅	〃	二七二
彦島県営住宅	〃	三〇
栄県営住宅	〃	二五
垢田県営住宅	〃	五九〇
綾羅木県営住宅	〃	一二二
稗田県営住宅	〃	八四〇
中村県営住宅	〃	八三
安岡県営住宅	〃	六九
楠乃県営住宅	〃	一二

赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鵜の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅
〃	山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇部市	〃	〃	〃
一〇四	一五	八三	一〇二	四〇	一二	三六	八八	四一	一一四	一五〇	四六〇	一九四	三九	一八五	一一〇	一四〇	二〇九	一〇〇

北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅	無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	防府市	〃	〃	〃	〃	萩市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二四	七六	一〇〇	三三九	六二	一九四	四八	六六	九六	二二三	八四	八〇	九〇	一二六	一六〇	一九〇	九〇	四三六	八一

今 桝 県 営 住 宅	両 家 県 営 住 宅	高 森 県 営 住 宅	今 津 県 営 住 宅	上 市 県 営 住 宅	堀 田 県 営 住 宅	第 二 浪 の 浦 県 営 住 宅	梅 ヶ 丘 県 営 住 宅	海 土 路 県 営 住 宅	黒 磯 県 営 住 宅	浪 の 浦 県 営 住 宅	山 中 県 営 住 宅	萩 谷 県 営 住 宅	花 岡 県 営 住 宅	久 保 県 営 住 宅	旗 岡 県 営 住 宅	生 野 屋 県 営 住 宅	川 瀬 県 営 住 宅	中 央 県 営 住 宅
〃	光 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩 国 市	〃	〃	〃	〃	下 松 市	〃
七 七	五 二	一 二	三 三	一 二	一 二	一 一 六	三 一 〇	一 一 〇	一 三 七	五 六	五 一	三 五	五 〇	一 九 二	五 一 八	七 二	五 二	五 一

金 剛 山 県 営 住 宅	大 迫 田 県 営 住 宅	来 福 台 県 営 住 宅	西 下 領 県 営 住 宅	馬 皿 県 営 住 宅	柳 井 旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	宮 野 県 営 住 宅	新 庄 北 県 営 住 宅	大 屋 県 営 住 宅	田 屋 県 営 住 宅	中 の 塚 県 営 住 宅	江 良 県 営 住 宅	東 深 川 県 営 住 宅	湯 本 県 営 住 宅	岩 田 駅 前 県 営 住 宅	光 井 県 営 住 宅	島 田 県 営 住 宅	和 田 県 営 住 宅	亀 山 県 営 住 宅
〃	周 南 市	〃	美 祢 市	〃	〃	〃	〃	柳 井 市	〃	〃	〃	〃	長 門 市	〃	〃	〃	〃	〃
九 九	七 八	七 二	二 九	三 六	三 〇	六 〇	一 二 六	一 五 八	六 六	三 五	一 八	四 八	三 三	二 〇	五 九	一 〇 二	二 五	七 八

令和六年九月十三日印刷
令和六年九月十三日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

- (三) 管理している賃貸住宅の戸数が千三百戸以上であること。
 - (四) 平成二十六年九月十四日から令和六年九月十三日までの間において、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅又はこれらに準ずる募集要項に定める賃貸住宅のいずれかを管理した実績を有していること。
 - (五) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (六) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (七) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
 - (八) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。
 - (九) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
 - (十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 五 募集要項の配布
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課
 - (二) 期間
令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間
- 六 応募の方法及び期間
- (一) 方法
公募に係る応募をしようとするものは、山口県営住宅条例施行規則（平成十六年山口県規則第七十五号）第七条第一項に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部住宅課に提出しなければならぬ。
 - (二) 期間
令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間
- 七 その他
- (一) 公募に係る説明会を令和六年九月二十五日（水曜日）午後二時から山口市滝町一

番一号 山口県土木建築部入札室において行う。

(二) 詳細については、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一三八八〇）に問い合わせること。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
指紋自動識別システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手續
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年七月三十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号
- 六 落札金額
二億八千七百八十九万二千元
- 七 入札公告日
令和六年六月十八日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格